社 会 福 祉 法 人 風 早 偕 楽 園

役 員 等 費 用 弁 償 規 程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人風早偕楽園（以下「法人」という）の役員および評議員（以下「役員等」という）の費用弁償に関する事項を定める。

（費用弁償）

第２条　役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

２　費用弁償額は、交通費として１出席につき２，５００円とする。

３　法人業務のための旅行費用は障害者支援施設北条育成園、短期入所事業北条育成園、多機能型事業所北条あかつきの郷、ホーム風早郷、相談支援事業所北条育成園職員旅費規程に準じて支払う。

（支給日）

第３条　役員等の費用弁償は理事会、評議員会開催当日に支払う。ただし、法人業務のための旅行費用はその都度支払うものとする。

（改　止）

第４条　この規程の改正については、理事会の議決を要する。

（付　則）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

一部改正　　平成２６年４月１日